

図書除籍規定

津山高等学校は、明治28年創立の津山尋常中学校および明治36年創立の津山高等女学校以来の長い歴史を持ち、図書館には長年にわたって集積された古い蔵書が多量に保管されている。以前は、地域社会のための公開図書館的、保存図書館的な役割を担っていたが、大学図書館や公共図書館の設置も進み、その役割の必要性は縮小している。本校の歴史を尊重しつつ、児童生徒および教職員のための図書館という本来の役割に立ち返り、資料の選択・収集、蔵書の更新を行っていく必要がある。図書を除籍する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した基準にもとづき行わなければならない。この規定は、学校図書館において蔵書を点検評価し除籍を行う場合の拠りどころを定めたものである。

(総 則)

破損・汚損のはなはだしいもの、教育目的に合致しなくなったもの、その他資料価値の乏しくなった図書は、定期的に、またそのつどこれを除籍する。

ただし、次のものは、原則として除籍しない。

- 1 貴重図書。
- 2 校史資料および郷土資料としての図書。
- 3 他校との申し合わせにより保管を依頼されている図書。
- 4 校史の記念となる図書。(明治期の参考書で、「岡山県津山尋常中学校」の押印があるものなど)
- 5 その他、保管することが必要と認められる図書。

(細 則)

次の図書は、これを除籍する。

1 毀損図書

(1) 破損・汚損がはなはだしく、使用不能の図書で、次の各項のいずれかに該当するもの。

- ア 修理・製本の困難なもの。
- イ 修理・製本の価値のないもの。
- ウ 安価で新本の入荷できるもの。
- エ 改訂版の出ているもの。

(2) ページが脱落したり、切り取られたりしているもの。または、みだりに書き込みのしてあるもの。

(3) その他、前2項に準ずると認められるもの。

2 不用図書

(1) 学校教育の目的に合致しなくなったもの、および内容が時代遅れになったもの。

(2) 改訂版が発行され、旧版を必要としないもの。

(3) 重複本で、現在利用されていないもの、また利用価値のないもの。

(この場合、1冊を残して、他を除籍する)

(4) 年鑑類については、次の基準による。

ア 永久保存・・・津山市統計書

イ 10年保存・・・朝日年鑑、山陽年鑑、世界年鑑、時事年鑑、分県地図、日本労働年鑑
気象年鑑

ウ 5年保存・・・六法全書、経済白書、国民生活白書、理科年表、天文年鑑、
国民衛生の動向

エ 3年保存・・・日本国勢図絵、現代用語の基礎知識
その他、類似のものについては、これに準じてとりあつかう。

3 亡失図書

- (1) 回収不能のもの。
- (2) 2年以上所在不明のもの。
- (3) 災害などで消滅したもの。

4 数量更正上除籍を必要とする図書

- (1) 分冊にするもの。
- (2) 合冊にするもの。

5 他へ移管する図書

- (1) 岡山県立図書館および岡山県立高等学校相互で保管転換をするもの。
- (2) 設置者を異にする他の機関と交換するもの。
- (3) 設置者を異にする他の機関に寄贈するもの。

II 方法

除籍は次の方法によって行う。

1 決定

- (1) 除籍は、図書館会議で決定する。備品扱い図書については、さらに校長の決裁を受けるものとする。

2 対象

次の図書を除籍資料選考の対象とする。

- (1) 自然科学の図書は購入後5年以上経ったもの、それ以外の図書は10年以上経ったもの。
- (2) 利用が少なく、津山市立図書館や岡山県立図書館等で保存されており、本校で保存する意義が乏しいもの。

3 手続き

- (1) 利用状況などを踏まえ、除籍予定資料の一覧を司書が作成し、各教科担当者・図書館会議で検討する。
- (2) 検討の結果、除籍することになった資料のリストを、職員室または掲示板等で公表する。
- (3) 事務手続き終了後、廃棄する。希望者には譲渡する（備品図書以外）。

III 付則

1 雑誌について

- (1) 1年間保存する。
- (2) 1年間経ったものは廃棄するが、利用が見込まれるものに対してはそれ以降も保存する。

2 新聞について

- (1) 1年間保存する。1年間経ったものは廃棄する。

昭和53年7月11日決定
平成8年11月27日附則制定
平成29年1月1日改定